

税を知る週間

11・11(木)～11・17(水)

税金のことは

税務相談室へ

東京国税局税務相談室

九八四一ニ二七一 内線〔二四九
九八八一四八七八(直通)

◇節税の第一歩は「期限内納付」から
従業員は10人未満ですか?
いきなりぶしきな質問で恐縮ですが
実はこれから私が申し上げることは、質
問に対して「イエス」とお答えいただ
いた方だけに関係のある話なのです。
「源泉徴収」という言葉については、
皆さん既にご存知でしょうし、また、大
勢の方がその事務に従事しておられるこ
とと思います。

それでは「納期の特例」を利用され
ている方はどのくらいいらっしゃいます
か?

本来ならば、月々納付しなければなら
ない源泉所得税、それを「1月から6月
までの分は翌年の1月10日までに納付
すればよい」つまり納付にかかる手間が
6分の1に減らせるという制度なのです。

勿論、この特例は、給料や賞与だけで
なく、退職金や税理士報酬等について
も対象となり、給与の支払を受ける人が
常時10人未満の徴収義務者であれば、ど
なたでもご利用になれます。

そして、この手続きは、「納期特例の
申請書」を税務署長に提出すれば、翌月
から適用してよいことになっています。

「事務の簡素化で事業の発展を」と
いつは少々オーバーでしょうか。

(2)

毎年税を知る週間が設けられ、税に対する啓蒙行事が計画されているが、本年も、税の講演会、ミニターサー座談会、納税表彰式、税の無料相談、其他色々な行事が実施される。主な日程をあげると左記の通り。

記

十一月十二日 国税モニター座談会

(十四時～十六時 署応接室)

十一月十五日 税の講演会(署長)

(十二時十五分～十三時三十分

十一月十六日 納税表彰式

(十三時三十分～十六時 東方

会館)

× × ×

十一月十二日 三井銀行巢鴨支店

安田信託銀行池袋支店

巢鴨信用金庫大塚営業所

朝日生命大塚営業所

北大塚二～一七一～三

駒込三～三一～一〇

× × ×

十一月十二日 東武バンケットホール

十一月十五日 東池袋一～一五一一〇

三井信託銀行池袋支店

第一勧業銀行池袋西口支店

東京信用金庫要町支店

西池袋一～一八一二

協和銀行目白支店

要町一～一〇

三菱銀行東長崎支店

南長崎五～二八一八

東京税理士会豊島支部

開催中の理事会

特に検討された事項は決算申告書の配布の件で配布の遅滞を起さない為の対策等について協議がなされた。

尚、支部に於ける会費の集金分について

二、協議事項

- 1 決算申告書配布の件
- 2 会費集金の件
- 3 其他

◇広報委員会

正副会長及委員長会



正副会長及委員長会



開催中の理事会

特に検討された事項は決算申告書の配布の件で配布の遅滞を起さない為の対策等について協議がなされた。

尚、支部に於ける会費の集金分について

二、協議事項

- 1 決算申告書配布の件
- 2 会費集金の件
- 3 其他

◇第二回理事会開催

特に検討された事項は決算申告書の配布の件で配布の遅滞を起さない為の対策等について協議がなされた。

尚、支部に於ける会費の集金分について

二、協議事項

- 1 決算申告書配布の件
- 2 会費集金の件
- 3 其他

◇正副会長

特に検討された事項は決算申告書の配布の件で配布の遅滞を起さない為の対策等について協議がなされた。

尚、支部に於ける会費の集金分について

二、協議事項

- 1 決算申告書配布の件
- 2 会費集金の件
- 3 其他

◇税の無料相談

特に検討された事項は決算申告書の配布の件で配布の遅滞を起さない為の対策等について協議がなされた。

尚、支部に於ける会費の集金分について

二、協議事項

- 1 決算申告書配布の件
- 2 会費集金の件
- 3 其他

◇税の無料相談

特に検討された事項は決算申告書の配布の件で配布の遅滞を起さない為の対策等について協議がなされた。

尚、支部に於ける会費の集金分について

二、協議事項

- 1 決算申告書配布の件
- 2 会費集金の件
- 3 其他

◇税の無料相談

特に検討された事項は決算申告書の配布の件で配布の遅滞を起さない為の対策等について協議がなされた。

尚、支部に於ける会費の集金分について

二、協議事項

- 1 決算申告書配布の件
- 2 会費集金の件
- 3 其他

◇税の無料相談

特に検討された事項は決算申告書の配布の件で配布の遅滞を起さない為の対策等について協議がなされた。

尚、支部に於ける会費の集金分について

二、協議事項

- 1 決算申告書配布の件
- 2 会費集金の件
- 3 其他

◇税の無料相談

特に検討された事項は決算申告書の配布の件で配布の遅滞を起さない為の対策等について協議がなされた。

尚、支部に於ける会費の集金分について

二、協議事項

- 1 決算申告書配布の件
- 2 会費集金の件
- 3 其他

◇税の無料相談

特に検討された事項は決算申告書の配布の件で配布の遅滞を起さない為の対策等について協議がなされた。

尚、支部に於ける会費の集金分について

二、協議事項

- 1 決算申告書配布の件
- 2 会費集金の件
- 3 其他

◇税の無料相談

特に検討された事項は決算申告書の配布の件で配布の遅滞を起さない為の対策等について協議がなされた。

尚、支部に於ける会費の集金分について

二、協議事項

- 1 決算申告書配布の件
- 2 会費集金の件
- 3 其他

◇税の無料相談

特に検討された事項は決算申告書の配布の件で配布の遅滞を起さない為の対策等について協議がなされた。

尚、支部に於ける会費の集金分について

二、協議事項

- 1 決算申告書配布の件
- 2 会費集金の件
- 3 其他

◇税の無料相談

特に検討された事項は決算申告書の配布の件で配布の遅滞を起さない為の対策等について協議がなされた。

尚、支部に於ける会費の集金分について

二、協議事項

- 1 決算申告書配布の件
- 2 会費集金の件
- 3 其他

◇税の無料相談

特に検討された事項は決算申告書の配布の件で配布の遅滞を起さない為の対策等について協議がなされた。

尚、支部に於ける会費の集金分について

二、協議事項

- 1 決算申告書配布の件
- 2 会費集金の件
- 3 其他

◇税の無料相談

特に検討された事項は決算申告書の配布の件で配布の遅滞を起さない為の対策等について協議がなされた。

尚、支部に於ける会費の集金分について

二、協議事項

- 1 決算申告書配布の件
- 2 会費集金の件
- 3 其他

◇税の無料相談

特に検討された事項は決算申告書の配布の件で配布の遅滞を起さない為の対策等について協議がなされた。

尚、支部に於ける会費の集金分について

二、協議事項

- 1 決算申告書配布の件
- 2 会費集金の件
- 3 其他

◇税の無料相談

特に検討された事項は決算申告書の配布の件で配布の遅滞を起さない為の対策等について協議がなされた。

尚、支部に於ける会費の集金分について

二、協議事項

- 1 決算申告書配布の件
- 2 会費集金の件
- 3 其他

◇税の無料相談

特に検討された事項は決算申告書の配布の件で配布の遅滞を起さない為の対策等について協議がなされた。

尚、支部に於ける会費の集金分について

二、協議事項

- 1 決算申告書配布の件
- 2 会費集金の件
- 3 其他

◇税の無料相談

特に検討された事項は決算申告書の配布の件で配布の遅滞を起さない為の対策等について協議がなされた。

尚、支部に於ける会費の集金分について

二、協議事項

- 1 決算申告書配布の件
- 2 会費集金の件
- 3 其他

◇税の無料相談

社長さんと税務署だより

『法人と個人』

社長さんの会社は、勿論青色申告法人だと思います。特典を利用して合法的な節税を図るのは至極当然のことですし、法人企業の九二%は青色申告法人だからです。

ところで社長さんご自身の所得税はいかがでしょうか。社長さんは給与所得者ということになりますが、他に事業所得不動産所得や山林所得がある場合には、やはり青色申告をすることができます。

『とにかく一〇万円』

所得税の青色申告の特典の一つに、青色申告控除というものがあります。みなし法人課税制度を選択しない青色申告者には、一律に一〇万円を不動産所得、事業所得から控除してしまうというものですから、青色申告をすることのできない一般のサラリーマンからみると、チョット首をひねりたくなるようなものですが、でもよろしいのです。所得税の税率は超過累進税率で、一〇%から最高七五%までと定められていますから、税額でも最低一万円の節税となります。ましてや、社長さんの場合最低税率ということもないと思いますし、住民税や、各種の

社会保険料などへのね返りを考えると、もっと大きな額になると思います。

『アパート建てるなら

一〇室以上

もう一つの特典に青色専従者給与といふものもあります。所得税法では、生計を一にする親族に給与を支給しても、必要経費に算入しないことを原則としていますが、青色申告者については、専従者給与の特例があります。

これは、貸間、アパート等ならば独立した室数で一〇以上、独立家屋ならば五棟以上など、建物の貸付が事業として行なわれている場合に利用できるものであります。

『個人だけれど法人?』

『家賃は乙欄??』

さらにもう一つ、みなし法人課税制度の制度を選択すると社長さん、不動産所得が、いつの間にか給与収入に変ってしまいます。給与収入ということになれば、当然給与所得控除が働きますから、すなわち節税ということになります。(この制度本来の趣旨は個人の企業経理の明確化にあるのですが)

ただし、この制度はやはり建物の貸付が事業として行なわれている場合に限りませんし、青色申告控除は適用されません。

『社長さんへお願い』

青色申告をしている個人の事業所得者は現在約七〇%で、法人に比べて二〇%も少ないのです。

所得税の青色申告には、推計課税の禁止、更正の理由付記、純損失の繰越、繰戻し、引当金など法人税と同じような特典があるほか、青色申告控除や、事業所得者の場合に、ストレートに使える専従者給与、みなし法人課税制度など独特のものがあることは、さきにご説明しました。

このように良いことづくめの青色申告を知らないで損をしている人が、まだたくさんいることは本当に残念です。知つていて損をしている人はいるのです。

帳簿のつけ方がわからない、帳簿はむづかしい、といった人たちです。しかし、所得税の青色申告は、現金出納帳と経費帳で間に合う人が大部分なのです。

会社の下請先や、お取引先などの中にまだ青色申告をしていないという人がいましたら、ぜひ社長さんからもおすすめいただきたいのです。

しっかりと帳簿をつけている人ならば、社長さんも安心してお取引ができるようになりました。せひ社長さんからもおすすめください。

帳簿のつけ方がわからない、帳簿はむづかしい、といった人たちです。しかし、所得税の青色申告は、現金出納帳と経費帳で間に合う人が大部分なのです。

会社の下請先や、お取引先などの中にまだ青色申告をしていないという人がいましたら、ぜひ社長さんからもおすすめください。

帳簿のつけ方がわからない、帳簿はむづかしい、といった人たちです。しかし、所得税の青色申告は、現金出納帳と経費帳で間に合う人が大部分なのです。

会社の下請先や、お取引先などの中にまだ青色申告をしていないという人がいましたら、ぜひ社長さんからもおすすめください。

帳簿のつけ方がわからない、帳簿はむづかしい、といった人たちです。しかし、所得税の青色申告は、現金出納帳と経費帳で間に合う人が大部分なのです。

会社の下請先や、お取引先などの中にまだ青色申告をしていないという人がいましたら、ぜひ社長さんからもおすすめください。

帳簿のつけ方がわからない、帳簿はむづかしい、といった人たちです。しかし、所得税の青色申告は、現金出納帳と絏費帳で間に合う人が大部分なのです。

会社の下請先や、お取引先などの中にまだ青色申告をしていないという人がいましたら、ぜひ社長さんからもおすすめください。

都税事務所だより

◆十一月は、個人事業税第二期分の納付月です。今年の八月に郵送した納付書に

より、お近くの銀行、信用金庫、信用組合、農協、郵便局または都税事務所で月までにお納めください。

なおこの税は、固定資産税(23区内)とともに、口座振替納税制度が利用できます。手続きは納付書と預金通帳をご使用の印鑑を持参のうえ、上記納税取扱機関(郵便局を除く)に申込んでください。

◆新設法人会の説明会

新らしく法人を新設された方々の為に毎月八日に署の地下会議室に於いて説明会を開催致して居ります。

新設の方は是非この説明会に出席して戴き、新設の際の大変な点を習得して戴き度いと存じます。尚八日が土曜日又は日曜日の場合は月曜日に開催致します。

詳しく述べは事務局へ。

東京都豊島区東池袋一ノ一八ノ一

東京都豊島都税事務所

電(九八一)一二二一

（九八一）一一一

経理部門への目のつけ所

手の打ち方

中　要　人
（会社業務総合研究所所長）

経理の舌れば經營の舌れ

では、以下に、経営者として経理に対する目的のつけ所、手の打ち方の要点を摘要してみよう。

売ったり、作りたりすることには厭をされ
け、また、手を尽すが、経理面にはあくまで
り留意しない。あるいは、判らうとした
い人が多い。確かに、商品を売つたり/買
つたりすることは、直接収益を生み出さ
源泉であるから大切だが、一面、経営は
経理のセンの上で成立立ち動いて収益を出
すのであるから、いくら「いいもの」
「売れるもの」を持っていても、そぞろに
だけで経営は成立たない。

「経理の乱れは経営の乱れ」とよくい
れるが、せっかく業績を上げても、経理面
からダメにするケースがよくある。なま
営者としては、広い意味で、カネの動き
き、損益の調整、即ち経理を重視すべき
で、製造や営業がいくらすぐれていてい
も、経理がうまく処理されなければ、結果
において利益をつかめず、減益や赤字に
にしてしまうことになる。殊に、低成本化
長、長期不況下においては、経理のツイ

まず經理の担当者であるが、中

においては、特によい経理人の選定が大切である。大会社の経理とはやり方が違うので、大会社にいた人が向くとはいえない。経理担当者の選任をあやまると、ある意味で、経営者の行動を束縛したり、足元をすくうようなことになりかねない。形の上ではキチンとしていても、経営者の金の出し入れや使い方について、小さなことでいちいち抵抗するような経理担当者がいるが、これはまずい。表向き処理はうまくやつて、カゲで適当に処理し、それで通らないときは、おだやかに意見を述べて、やり直してもらう。そういう方法でやってもらいたいものである。

よい。殊に、中小企業同族会社の実情に通じた者がよい。ある優れた若い社長のことであるが、四つの子会社を作り、人の子飼い幹部にそれぞれ会社の代表権を与えて十分に働かせている。この四人にはワイフまで世話しているが、各自が会社で大きな仕事ができる権限と自由に使える予算を与え、その社長自身も、田舎で経理の支出ができるようにしている。

会社の社員が十人、二十人の時代から、三百人、五百人と規模が大きくなってきた場合は、単に税務や財務会計だけではなく、管理会計が必要となるわけで、監査、内部牽制の仕組みなどをよく考慮して処置しないと、運営を失敗するケースが多い。

ところ、そうした不正が完全に防止されたのである。

また、某製菓会社は数店の支店を出していたが、ある支店が滞販や貸倒れがあると本社に報告してきた。そこで、本社の經理部員が直接調査して取立てに行つたところ、貸倒れになつたはずの金は既に支店長に支払われていることが判つたのである。つまり、本社には貸倒れといふことで始末して報告し、あとで取立てた分を支店長が着服していたのである。これも經理制度のまづい一例であろう。

支店の滞販や貸倒れの管理と処理は本社の經理に移すべきものである。また、仕入代金の支払いにしても、納品書、請求書、領收書等の各種証憑書類をそろえて支払をしないと、返品した分まで支払つたり、担当者が外注先と組んでピンハネするなど、いろいろ不都合なことが起りやすい。会社業務の各方面において、怪

理上の間違いの起らぬような制度を確立しなければならない。

経理の処理と管理を分離
会社の広い意味での経理面において、
機構上、経理の処理と、あとの管理とを
二つに分ける必要がある。例えば、万年
筆の輸入販売をしている某社では、社長
直属として課長級の監査係を置き、一か
月か二か月に一回、各支店や関連会社を
巡回させて、書類や帳票類および在庫の
調査、入出金のチェックをさせている。
つまり、処理と管理とを分けているわけ
で、これにより、処理と管理がスムーズ
にはこんでいる。

経営者の中には、会社が支払える経費を經營者個人で支払っている人が多い。しかも、こうした支払分を報酬で取るのではなく、税金を多く取られる。例えば、旅費の日当は一日五千円から一万円ぐらいは会社の経費として当然落せるにもかかわらず、一般的の規定や取扱を調べもしないで、一日千円ぐらいに決めている。事実千円ぐらいではどうにもならない。それに出張が多いと大きな額になる。それだけ報酬を多く取つて税金を多く支払つてもつまらない。

分の印を押捺しているが、この金額は間違いないのか、なぜこれだけ必要なのか、なぜそんなに買ったのか、その根拠も妥当性もわからず、全くの盲判である。そして、「黙つて印判を押しているが、よく考えてみると心配で、夜もおちおち眠れないことがある」と、こぼしたことがある。

しかし、社長たるものは大筋を間違いないように抑えていなければならぬ。例えば経理担当者と仕入担当者の協議によって、仕入関係の支払先別の支払予定表を作らせ、両責任者が捺印したものを提出させる。そして、両者の説明を聞いたうえで社長が捺印する。また諸経費については、納品書、請求書の取扱責

に諸って、種々検討のうえ指示し、利益増減の事実と原因を承知しなければならない。先行する投資や経費の抑制、つまり将来への戦略処置をおおざりにしたため、みすみす会社をつぶすようになつた社長も多いのである。それには、経理諸表の組織的、分析的な体系を必要とする。これが経理の計算面の重要な役目である。

経理の担当者には、誠実な実務家らしさと細かい処理の正確さ、精密な処理とその巧妙さが必要である。殊に会社が大きくなるほど、経理上の観察と記録に複雑さを加えてくる。そして、経理の処理と管理の二重または多重構造、収支と損益の長期的な読みと戦略、さらにつれ

管は材料課で行い、製造課はその都度、
伝票を切つて材料課へ提出したうえ材料
の払出しを受け、製造した製品は伝票と
そろえて製品課へ渡す。製品課はこの製
品を保管し、伝票による請求で営業課へ
渡すのである。処理のケジメをはつきり
しておく必要がある。

ある皮革会社のことだが、高価な原皮が月に五枚、十枚と消える。これは相当な損失である。そこで材料、製造、営業各部門の処理手続を明確にしたところ、そうした不都合がなくなつた。つまり、何を何箇作るから、原皮が何枚必要だとか、何日まで何箇売るから何日までに製品が何箇ほしいというように、関連部門の処理を組織的にしたわけである。

笑うに笑えない社長哀話

要所要所の統計表、管理表とその数値の分析や実地の調査が必要である。

内容がわかるのである。
収入の管理については、営業部門の管

「法人の実務」の
講読のおすすめ

損益の長期的な読みと戦略、さらにこれらを前提としたうえで社長は大所高所から経理をおさえることである。

収入の管理については、営業部門の管理と並んで、長や課長に入金予定表を作らせ、集金の実際にはチェックする。さらに、収入と支出の管理については、社長がその計数と傾向を押えておく。こうして、全体の状況を現実の数字と傾向によって把握していくことが大切である。

全国法人会総連合刊の「法人の実務」は内容豊富な会報であり、ご希望の方に毎月無料でお送り致しておりますが、未だ一部の方だけしかお申し込みを戴いて居ませんので、多数の方々のお申し込みをお待ち致します。

申し込みは端書で事務局へお願い致します。

国民金融公庫の融資制度のご案内

国民金融公庫では、中小企業のかたが
たに年末融資をはじめとして、次のよう
な各種の融資を行なっています。年末は
おしえますと、混雑が予想されます
ので、お早目にお申込み下さい。

◎ 普通貸付(年末貸付)

○ご利用になれる方

資本金一、〇〇〇万円以下、又は従業員一〇〇人以下(商業・サービス業は五〇人以下の企業)

○資金の使いみち

運転資金及び設備資金

○融資額

一、〇〇〇万円以内

○返済期間

運転:五年以内、設備:七年以内

○保証人:一名以上

○担保:原則として五〇〇万円以上の場合に必要

○利率:年八・九%

○食品貸付

○ご利用になれる方

東京都豊島区南池袋二丁目二六番五号
都民興業池袋ビル三・四階
国民金融公庫池袋支店
電話(03)九八三一二一三一(代)平11
申込相談係

食品药品小売業:青果・魚介類・米穀・
酒類・乳類各小売業

食品药品製造小売業:パン・めん類・と
うふ・水産練製品・漬物・そ

ざい・菓子・乳酸菌飲料各製造業

综合食品药品小売業

○資金の使いみち

店舗、機械などの設備資金(運転資金
については上述の普通貸付にてお取扱
いいたします)

○融資額

一、八〇〇万円以内

○返済期間

○保証人:一名以上

○担保:原則として五〇〇万円以上の場
合に必要

○利率:年八・九%

○食品貸付

○ご利用になれる方

このほか各種の融資制度があります。
詳しいことは直接左記にお問い合わせ下さい。

○保証人:一名以上

○担保:原則として五〇〇万円以上の場
合に必要

○利率:年八・九%

○食品貸付

○ご利用になれる方

○返済期間

○保証人:一名以上

○担保:原則として五〇〇万円以上の場
合に必要

○利率:年八・九%

ネームプレート

バッジ

記念品

彫刻

タイ止め

腕章

名札

メダル

旗

楯

スティッカー

トロフィー

楯・カツブ

垂れ幕

アクリルバッジ

ご用命は当社へ



262-0525

〒102 東京都千代田区三番町24

◆ 会員名簿訂正 ◆

会員名簿を下記のように御訂正
を願います。

大日コンサルタント㈱東京支社	柳 場 武	日白2-5-23	建設コンサルタント業	986-2671
東洋音響機器販売㈱	川原武夫	長崎4-8-14	音響機器販売	973-2629
㈲伊勢五酒店	酒井登	南長崎2-20-3	酒類小売	951-4194
㈲丸助	金野 稔	" 4-37-2	履物卸	951-5084
豊島光学㈱	田中亀雄	" 5-10-16	ソノズ	950-6668
㈲藤沢興業	川部弘之	" 5-12-5	映画興業、飲食店	951-6453
㈱木下食料品店	木下嘉逸	" 5-28-7	食品、酒販	951-2325
明治乳業㈱豊島工場	波木井章太郎	" 6-9-8	牛乳	951-5471
㈱笹生枝工	笹生忠三	要町1-20	砥石研磨材	973-0330
㈱三和銀行豊島支店	古本仁	" 1-57-4	金融	955-1101
一元製薬㈱	木村幸四郎	" 3-3	医薬品	957-2997
診療印刷㈱	鈴木幸太郎	" 3-10	活版	973-6161
㈱明和工芸	奥野邦比古	高松町1-2-8	ディスプレイ業	973-2171
㈱堀内	堀内隆教	" 1-5	タオル贈答品卸	973-0710
㈱文次堂箔押所	有賀貞雄	" 1-14	金箔所	959-3024
東京三菱ラソーサー販売㈱	藤井練二	千早町1-11-1	自動車販売	973-8111
㈱シスコ	丸山治雄	" 1-44	情報処理業	972-0809
八紘精機㈱	富永勝也	" 2-9	光学	957-3141
㈱ハミルト本社	森田利作	" 3-8	乳製品	957-2131
富士電動工機㈱	鈴木武夫	長崎 1-11-7	金属工作機械	957-8206

税金のことならなんでもわかる!!

御中		(所属団体)	
氏名		住所	
昭和 年 月 日		購読申込カード	
「税のしるべ」を 月から一ヵ年間 購読しますので申込み致します。		「税」の ことなら 商売人には 絶対に 欠かせない 参考書 です。	
一税のしるべの主たる内容一			
税のニュースと解説 大蔵省、国税庁、局、署の動向 実務 法人税の申告ミスゼロ作戦 節税戦略の秘訣 経営 地元金融機関の上手な活用法 個人青申者のための経営分析 と税務処理 職場で出来るトリム運動 業種別税務調査の受け方 事件、ニュース（社会面） その他、調査、決算、すぐ役立つ ニュース、読物でいっぱいです。			
発行日 毎週月曜日 タブロイド判 購読料 1ヵ年 3,000円			
備考		契約	
配達方法		□□ 新聞販売店	
□□ 郵送		□□ 新継続	
振替貯金口座・東京179460番 TEL (03) 265-4141			

昭和51年9月～10月主な事業活動実績表

9. 6	巢鴨地区正副支部長会	10. 7	南長崎1~6丁目支部税務懇談会
9. 7	法人税実務講座講習会	10. 8	新設法人説明会
9. 9	決算法人説明会	10. 8	源泉所得税基礎講座講習会
9.13	高田地区正副支部長会	10.13	雑司ヶ谷1~3丁目支部税務懇談会
9.14	法人税実務講座講習会	10.14	正副会長及委員長会
9.16	源泉所得税基礎講座講習会	10.14	法人税実務講座講習会
9.17	理 事 会	10.15	源泉所得税基礎講座講習会
9.18	池袋地区(西口)正副支部長会	10.16	広報委員会
9.20	ト ラ ッ ク運送部会税務懇談会	10.18	要町, 千川支部税務懇談会
9.21	新設法人説明会	10.19	法人税実務講座講習会
9.22	池袋地区(東口)正副支部長会	10.20	南大塚1~3丁目支部税務懇談会
9.24	源泉所得税基礎講座講習会	10.21	高松, 千川支部 "
9.24	税制改正要望全国大会	10.22	源泉所得税基礎講座講習会
10. 4	長崎1~6丁目支部税務懇談会	10.25	北大塚1~3丁目支部税務懇談会
10. 5	目白1~5丁目 "	10.26	巢鴨1~5丁目支部 "
10. 5	法人税実務講座講習会	10.28	駒込1~7丁目支部 "
10. 6	決算法人説明会	10.29	西巢鴨1~4丁目支部 "

経営諮詢あれこれ③
あなたの会社のアラ利益はいかがですか。
一般に売上高に対し、どのくらいの売上総利益があるかを知る為に左記のようない算でアラ利益を算出して居ります。

売上総利益は第一次アラ
利益といわれ、営業活動で
最初に出る利益で、営業費
と純利益をまかぬ重要な
利益といえます。

またここで注意したいの
は、売上高利益率というよ
うな比率のみに目を奪われ
ると、収益性の実態把握に
誤りをおかしやすいことで
す。つまり売上高総利益率
が同じでも、売上高の相違で、其の純利
益は異つてきます。

売上総利益率 = $\frac{\text{売上総利益}}{\text{売上高}} \times 100\%$

売上総利益 = 売上高 - 売上高 - 売上高 - 売上高

九月決算申告書

提出をお忘れなく

提出期限が十一月末であります
ので、期限内に提出されるようお
願い致します。

用件を済まし雑談していると、今井会長が現れた。「ヤア今日は」会長も仲々の元気で威勢が良い。毎日一度は必ず事務局に現れるという。今日は早いおでましのよう。でも最近は仲々忙しく、あちこちと精力的に動きまわっているので、事務所に居る時間も非常に短くなつたとか。しばし会長と局長との打ち合せがつく。又電話がなりひびいた。女子職員が受けて局長につないだ。「銀行ローン」のことらしい。会報を見ての問い合わせらしい。事務所へ訪ねてくるということでお電話がされた。

又、電話が入つた。今度は署かららしい。局長が受けて色々打ち合せをしていく。でも緊急の用で電話では済まされないらしい。「署へ行く」ということで電話は切れた。

局長が会長へことわって署へ出かけた。残った職員はこつこつと資料づくりに大忙である。M副会長が先般の会合で事務局へ行くと、全く印刷工場のようすと話していたが、全くそうである。

会長に事務所もせまくなつたんじやないですかと問いかけると、「そうですよ」と会館をつくり、会員がいつでも訪ねて来て、活用するようにならないと、本当にいぢやないですよ」と会館づくりに意欲的である。色々と目算があるらしい。

「今にみていて下さいよ。必ずつくりますよ」頗もしい話である。

豊さん 島さんの税務相談コーナー

役員報酬、賞与、退職金に対する税務上の取扱い(III)

前号(法人会報5号、6号)まで役員報酬、役員賞与についてご説明いたしましたが、今回は役員の退職金について高田さんからのご質問にお答えしたいと思います。

役員の退職金が損金となるのは?

高田さん 役員に退職金を支給しても、損金にならない場合があると聞きましたが、具体的にどのような場合に損金と認められないのでしょうか。

豊さん 役員退職金が損金となるのは、①退職した役員に②株主総会等の決議により具体的に支給額が確定した日を含む事業年度に③損金経理の方法で支給することが要件となっております。

高田さん そうしますと、退職した役員に退職金を支給しても、株主総会の決議がないと損金とは認められないということですか。

豊さん そうです。実際に退職金を支給しても、株主総会で具体的に決議されるまでは、損金にはなりませんので仮払処理しておき、株主総会の決議があった事業年度で損金に振替えられるのがよいと思います。

高田さん 退職した役員には、なるべく早く退職金を支給してやりたいと思いますが、株主総会まで待たねば損金とならないとなると困った問題ですね。

豊さん 期中に退職した役員の退職給与をその期の損金とするためには、その期に臨時株主総会等を開催し、退職金の額を具体的に決議するという方法をとればその期の損金になりますよ。

高田さん なるほど、臨時株主総会という手がありましたね、大変よいことを聞きました。

役員の退職金は必ず損金経理で!!

高田さん ところで退職金を損金に計上すると、決算利益が大巾に減少してしまい、営業上、特に金融対策上好ましくないので、申告書別表四で減算することは認められませんか。

豊さん 最初に申しましたとおり「損金経理」が要件になっておりますので、別表で減算することは認められません。

高田さん 「損金経理」とはどのようなことですか。

豊さん 損金経理とは「確定した決算において、費用または損失として経理すること」をいいますから、先ほどの申告書別表四で減算することは、損金経理をしたことにはなりません。

高田さん なるほどよくわかりました。そうしますと、退職金が具体的に確定した事業年度で仮払金で処理しておき、翌期以降利益が多いときに仮払金を消却して損金に振替えるということも認められないでしょうね。

豊さん 退職金が具体的に確定した事業年度において損金経理しなければ認められません、ご質問のように仮払処理しておき、翌期以降において損金経理をしても認められませんので注意してください。

高田さん そうしますと、資金繰りの関係で、役員退職金の全額を一時に支給できない場合には、株主総会で決議するのを資金ができるまで見合わせる必要がありますね。

豊さん その必要はありませんね、資金的に実際に支給できない場合には、具体的に確定した事業年度において損金経理により未払金を計上し、じ後その未払金を取りくずして支給することにすればよいわけです。

★新規会員のご紹介★

※ 新らたに入会されました会員の方々を紹介致します。

法人名	代表者名	住所	業種	電話
櫻丸善	善入邦昭	上池袋2-2-15	建築、ガラス工事	915-3491
櫻丸平鶴屋吳服店	平沢銀市	池袋2-4	呉服	985-4529
中央興発櫻	田上義夫	雑司ヶ谷3-7-2	不動産、金融業	984-4019
協栄生命田無支社	慶田悦朗	田無本町1-1-9	生命保険業	(0424)63-3590
角剛栄開発	井上凱雄	西池袋1-28-6	バー経営	985-1907
ブレイ観光	吉本脩二	東池袋1-42-4	バー経営	987-3651
テクニラボ	高木清三郎	駒込1-3-15 菊水ビル	電子工業用機器製造業	943-3613
丸豊産業	清水芳男	巣鴨2-4-3	飲食業	917-0816
フレンドリー東京出張所	石田陽美	東池袋3-13-17小島第三ビル	貴金属記念品全般	985-5910
伊豆水産	影山康弘	南池袋2-11-2	水産	981-9310
第一興業櫻	飯島保	南長崎3-6-17	クリーニング業	953-1428
東京サンド	福間一郎	東池袋2-63-1	サウンドウイッシュ、弁当製造販売	988-0381
里中満智子事務所	里中和子	南池袋2-40-1	原画、広告画、詩作、セッセイ	982-7739
トヤマ	山口清勝	雑司ヶ谷1-48-9-307	切削工具、測定、治工具製造販売	985-5395
工業櫻	柏野栄一	南池袋3-13-15	電子部品製造販売	0484-56-2010

△昭和51年11月以降行事予定△

(日)	(時)	(行事)	(場所)
11. 8	13.00~16.30	新設法人説明会	署地下会議室
11.11	" "	決算法人説明会	"
11.24	13.00~16.00	(源)年末調整説明会	東京信用金庫本店ホール
11.26	" "	"	三菱銀行大塚支店
11.29	" "	"	"
12. 1	" "	"	豊島公会堂
12. 2	" "	"	三井銀行東長崎支店
12. 3	" "	"	"
12. 6	" "	"	富士銀行日比谷支店
12. 7	" "	"	"
12. 8	13.30~16.30	新設法人説明会	署地下会議室
12.13	14.00~15.30	理事事会(予定)	"

認められることになっております。

高田さん 実質的に退職したのと同じような事情とは具体的にどのような場合でしょうか。

豊さん 例えば、常勤役員が非常勤役員になる等職務の内容が著しく変わったこと、変更等の後ににおける報酬が激減（おおむね50%以上減少）したこと等をいいます。

高田さん そうしますと、社長であった父が会長になり、長男が社長に就任したような場合、会長の報酬が50%以下に減少すれば退職金を支給した場合に損金と認められるということですね。

豊さん これはむずかしい問題ですね、前社長が非常勤の会長になり、報酬の額も50%以下に減少したような場合であっても、代表権があるとか、代表権はなくても、会社経営上の実権を引き継ぎ握っているような場合は問題がありますので注意していただきたいと思います。

また、実質的に職務の内容は変わっていないのに形式的に専務を退いて平取締役となり、利益調節のために退職金を支給するような場合も損金には認められないことになります。

高田さん なるほど、利益調節のために退職金を支給しても認められないということですね。

豊さん 実際に退職していくても退職金として認められる場合がもう一つあります。

例え、使用者が役員に昇任し、使用者であった期間を対象に退職給与規程に基づいて支給する場合も退職金として認められます。

高田さん その場合の退職給与引当金はどのように処理することになりますか。

豊さん 当然、前期末における退職給与の要支給額を取りくずして、益金に戻し入れしなければなりません。

ただし、役員に昇任しても使用者分の退職金を支給しなかった場合には、その者が実際に退職給与の支給を受けるまでは、退職給与引当金の取りくずしをしなくてもよいことになっております。

高田さん 退職金についての法人税の取扱いはよくわかりましたが、退職金を支給した場合の源泉所得税の関係についてお願いします。

退職所得の受給に関する申告書を提出しないと損をする!!

島さん 退職金を支給する場合には、必ず本人に退職所得の受給に関する申告書を提出させてください。

もし、提出がないと退職金にかかる源泉徴収による所得税が多くなることになります。

高田さん 退職所得の受給に関する申告書を提出しなかった場合どの程度高くなりますか。

島さん そうですね、申告書を提出すると退職金の支給額から退職所得控除額を差引いた残額に税率を乗じて税額を算出することになりますが、申告書の提出がないと退職金額に対して20%の税額を乗じて算出されますので、税負担が多くなります。

※退職所得の受給に関する申告書を

提出しなかった場合 退職金額 $\times \frac{20}{100}$ = 税額
提出した場合 (退職金額 - 退職所得控除額)

$$\times \text{税率} = \text{税額}$$

高田さん ところで退職所得控除額はどのようにして算出するのですか。

島さん 勤続年数を基に計算するのですが、勤続年数20年以下の場合は1年当たり25万円、20年を超える部分については1年当たり50万円の控除ができます。

これを表で示しますと次のようになります。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	勤続年数×25万円
20年を超える場合	500万円+50万円×(勤続年数-20年)

(注) 勤続年数に1年末満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて計算します。

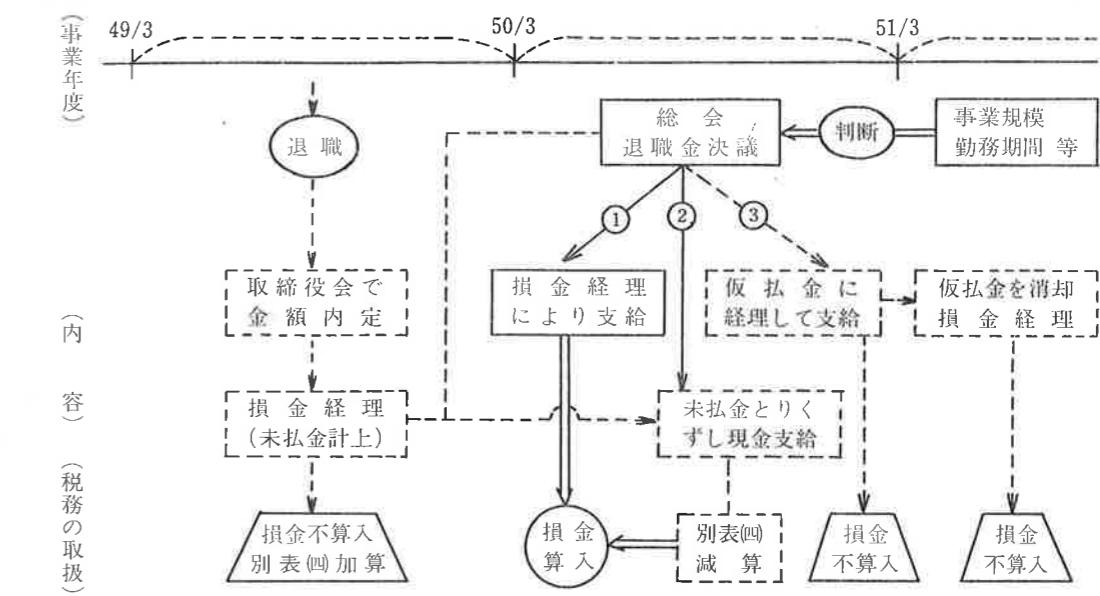
高田さん 先ほど不適常に高額な退職金は、損金にならないということですが、この場合の源泉徴収による所得税はどうなりますか。

島さん 不適常に高額と認められる場合には、法人税の所得の計算上は損金と認められませんが支給を受けた本人にとっては高額な部分も退職金には変りはありませんので、通常の計算によって退職所得の課税が行われます。

高田さん よくわかりました。色々とわかりやすく教えていただきありがとうございました。

役員退職金損金算入の時期

[例]



これまでのご質問についてわかりやすく図で示しますと上図のようになります。

高田さん 株主総会で決議された事業年度で、損金経理で支給しなければならないことはよくわかりましたが、ほかに気をつけることはありませんか。

過大な役員退職金は損金とならない!!

豊さん これは役員報酬でもご説明しましたが、支給した退職給与の額のうち、不適常に高額な部分の金額は損金と認められないことになっております。

高田さん 不適常に高額な部分の金額はどのように判断したらよろしいのですか。

豊さん 不適常に高額かどうかは、まず(i)法人の業務に従事した期間、(ii)その退職の事情、(iii)その法人と同種の事業を営む法人で、その事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等に照らし、相当であるかどうかを総合的に判断することになりますが、退職した役員に何かの理由でなるべく多くの退職金を支給したいという場合には、税理士の先生か、税務署にご相談されることをおすすめします。

退職金は社宅（現物）などでも支給できる

高田さん 退職金を支給する場合、資金繰りの関係で、現金を支給することができない場合、それに代えて会社の資産（社宅等）で支給してもよいと聞きましたが、この場合退職金の額は帳簿価額によるのでしょうか。

豊さん 退職金を社宅等で支給する場合の退職金の額の算定は帳簿価額ではなく、時価を基礎として算定することになりますが、評価のしかたによって過大退職金との関係もありますので注意を要します。

実際に退職していくても退職金として認められる場合がある

高田さん ところで常勤役員から非常勤役員になった際に、退職金を支給するような場合に、その役員が実際に退職していない場合であっても損金として認められると言いましたが、本当でしょうか。

豊さん 役員の分掌変更等で実質的に退職したのと同じような事情にある場合の退職金は損金と

新型大型保障制度の御紹介

成人病・災害・入院給付金付貯蓄共済制度

入院	成人病(ガン、心臓病、脳卒中)	1日 30,000円
	ご本人災害(交通事故、一般災害)	1日 20,000円
	奥様・お子様災害(交通事故、一般災害)	1日 12,000円

- ◇ 傷害給付 本人 50万~4,000万 奥様・お子様 30万~300万
- ◇ 災害死亡 4,000万 成人病死亡 2,300万 普通死亡 2,000万
- ◇ 満期時 400万+増加満期金+特別配当金

★ 特長

- ◇ 保障額、満期金等の目減り補償を導入した画期的な制度です。
- ◇ 御主人の御加入により家族ぐるみで入院、災害保障されます。
- ◇ 女性の掛金は平均寿命の伸長により割安となります。
- ◇ 成人病入院の際は本人高額給付されます。
- ◇ 掛け金は掛け捨てではなく満期時迄、貯蓄され多額の受取りとなります。

取扱い会社

協栄生命田無支社

田無市本町1-1-9

TEL 0424(63)3590

0424(92)3360

◎ 支部別税務懇談会の日程

十一月一日(日)	東池袋二丁目支部	法人税実務講座
十一月四日(木)	(巢鴨信用金庫東池袋支店)	源泉徴収税講座基礎コース
十一月九日(火)	(第一勧銀、池袋西口支店)	池袋一丁目支部
十一月八日(月)	東池袋一丁目支部	第六回
十一月十二日(金)	(第一勧銀、池袋西口支店)	第七回
十一月十五日(月)	(第一勧銀、池袋西口支店)	第八回
十一月十七日(水)	(第一勧銀、池袋西口支店)	第九回
十一月十八日(木)	(第一勧銀、池袋西口支店)	第十回
十一月二十五日(木)	(第一出張所)	第十一回
十一月二十六日(木)	(王子信用金庫巢鴨支店)	十一月十九日(金)
十一月二十七日(木)	(第一出張所)	十一月二十二日(月)
十一月二十八日(木)	(第一出張所)	十一月二十九日(金)
十一月二十九日(木)	(第一出張所)	十一月二十九日(金)
十一月三十日(金)	(第一出張所)	十一月二十九日(金)

◎ 講習会日程表

(十一月以降)

《速報》

通勤手当の非課税限度額が引上げられました!!

所得税法施行令の改正に伴い、下記のとおり通勤手当の非課税限度額が引上げになりました。

区分	課税されない金額	
	改正後	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1月当りの合理的な運賃等 (最高限度14,000円)	1月当りの合理的な運賃等 (最高限度11,500円)
② 自転車や自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	4,600円 その交通用具を使用している人が交通機関を利用したとしたならば負担することとなる 1か月当りの合理的な運賃等が4,600円を超える場合には、 その運賃等 (最高限度14,000円)	4,200円 その交通用具を使用している人が交通機関を利用したとしたならば負担することとなる 1か月当りの合理的な運賃等の額が4,200円を超える場合には、 その運賃等 (最高限度11,500円)
	3,300円	3,100円
	1,700円	1,600円
	(全額課税)	(全額課税)
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当りの合理的な運賃等 (最高限度14,000円)	1か月当りの合理的な運賃等 (最高限度11,500円)
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当りの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度14,000円)	1か月当りの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度11,500円)

この通勤手当の非課税限度額の引上げは、昭和51年10月25日以後に支払を受けるべき通勤手当のほか、昭和51年4月1日以後に支払を受けるべき通勤手当についても遡及して適用されますが、

- ① 昭和51年3月31日以前に受けた通勤手当
- ② ①の通勤手当の差額として追加支給されたもの
- ③ 昭和51年3月31日以前に支払を受けるべき通勤手当で同年4月1日以後に受けたもの
- ④ ③の通勤手当の差額として追加支給されたもの

については適用されませんので注意を要します。

なお、昭和50年4月1日から同年10月24までの間に受けるべき通勤手当で、同期間に支払われたもの（上記①～④に該当するものを除く。）についても引上後の非課税限度額が適用になりますので、これらの通勤手当のうち、旧限度額により課税処理されている場合には、過納額が生じることになりますので、本年の年末調整において給与総額から新たに非課税となる部分の金額を一括して控除することにより、精算することになります。

講習会ご案内

源泉所得税講座実務コース

52年1月開講 (1月~4月) 1回2時間・10回

本コースは、現実に源泉徴収の実務を担当している方を対象に、日常発生する諸問題を中心に税法通達等を駆使し実践的に行います。(法人税法上の取扱いも含みます) なお「法人税実務講座」「源泉所得税講座基礎コース」を受講なさった方に是非おすすめします。

(受講料——テキスト、会場費として 1名 1,000円)

簿記講座

52年1月開講 (1月~3月) 1回2時間・10回

本コースは、初步から簿記を学びたい方々を対象に、日常発生する事例を中心に仕訳、元帳、記帳から決算までの経理事務を行えるよう指導をいたします。

(受講料——テキスト、会場費として 1名 2,000円)

〔社〕豊島法人会事務局

東京都豊島区南池袋2-9-16

T E L 981-0034・985-8940

あⅡとⅡがⅡき

一時景気回復の明るい兆が見え始めて居りましたが、ここ処又色々なことで景気がぐずついて居るようです。一日も早く景気上昇を願い度いものです。

ところで、会報第七号が予定通りやつとのことで出来上りました。色々と御協力を賜った署の幹部の方々始め、御寄稿賜った方々に厚く御礼申し上げます。出来たものは余り変りばえはしませんが、今後色々と努力して漸次衣替えをしていき度いと思います。今後共よろしく御指導をお願い致します。

十一月は税を知る週間がもたれます。税知識を身につけることは一生のトクにつながることおろそかに出来ません。お互いにこの機会をのがさず大いに研鑽して参りましょう。

今年は寒い冬になりそうです。お互いに風邪に注意し前進して参りましょう。

発行人	法人 豊島法人会
編集人	豊島区南池袋二の九の十六
星 事 広 告	電話(03) 九八五八九四〇
光 印 刷 株 式 会 社	九八一〇〇三四〇
	井 員 委 员 会 会